

1 事業の目的

ファミリー・サポート・センター事業（以下「本事業」という。）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、早朝・夜間等の緊急時等の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 事業の実施

（１）本事業は、「交野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）及び「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和６年３月３０日付こ成環第１２０号こども家庭庁成育局長通知）（以下「国要綱」という。）に定めるところにより、関係法令を遵守し、実施するものとする。

実施方法については、国要綱の３（１）及び（３）に定めるところを基本とする。

（２）本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる諸帳簿等を常に備え付け、本事業に関する事項を記録するとともに、必要に応じ、当該記録した事項を市に報告するものとする。なお、当該諸帳簿等については、契約期間満了後５年間保存すること。

ア 事業計画書及び職員配置計画書

イ 本事業の実績に関する記録及び統計を記載した書類

ウ 業務日誌及びその他利用関係書類

エ その他事業の実施において必要と認められる書類

（３）事業者は、本事業の実施について、パンフレット、チラシ、ホームページ等の媒体を活用し、利用者に広報、周知するものとする。

（４）市と協議のうえ、委託料により購入した備品（購入金額１０,０００円以上のものに限る）の所有権は市に帰属するものとする。

（５）事業者は、業務の引き継ぎ等準備業務において、本事業を開始するまでの期間には、現行の事業者からの業務引き継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行うものとする。

なお、準備業務にかかる人件費等の経費は、事業者の負担とする。

(6) 事業者は、運営期間が満了した場合又は運営停止を命じられた場合など、業務を他の事業者を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引き継ぎに協力するものとする。

(7) 事業者は、仕様書に明記がない場合であっても、本事業の目的に照らし必要と認められる事項について、市と協議のうえ、誠実に履行するものとする。

(8) 事業者は、本事業の実施にあたり、必要に応じ市と協議することができる。

3 事業の内容

(1) 開所日及び開所時間

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月28日から翌年1月3日)以外の日とし、開室時間は午前9時00分から午後5時00分までの間で7時間以上とする。ただし、市長の許可を得て、臨時に開所又は休業することができる。

(2) 職員の配置

責任者(センター長)1名及びアドバイザー(援助活動の調整等の事務を行う者)1名以上を常時配置すること。

(3) 利用対象者

市内在住のおおむね生後3か月～小学6年生までの児童

(4) 援助活動の報酬

活動終了後、依頼会員から提供会員へ市要綱に定める基本利用料(現行は下表のとおり)に従って、直接支払うものとする。

	平日時間内 (8時～20時)	平日時間外(～8時、20時～) 土日祝時間内(8時～20時)	土日祝時間外 (～8時、20時～)
基本利用料 (円/時)	800	880	960
2人目以降	400	440	480

※1時間を超えた場合は、15分毎に基本料金の1/4を加算する。

(5) 会員の援助活動に必要な補償保険の加入

受託者は、本事業実施にあたり、相互援助活動中に生じた事故等に対応するために、

一般財団法人女性労働協会が取り扱う地域子育て支援補償保険（傷害保険、賠償責任保険、研修・会合傷害保険）、交通傷害保険、その他事業者が必要と認める保険に加入すること。なお、下表の補償基準額を下限とする。

保険の種類	内容	補償基準額
(1) サービス提供会員傷害保険	援助会員が、センターの紹介によるサポート活動中、及び活動のための往路途中に傷害を負った場合の補償保険	死亡 450万円 後遺障害 18万～500万円 入院 3,000円/日 手術 3,000円×所定倍率 通院 2,000円/日
(2) 賠償責任保険	援助会員が、サポート活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上、賠償責任が生じた場合の補償	1事故 2億円
(3) 依頼子供傷害保険	依頼会員の子どもが、サポート中に傷害を被った場合の補償	死亡 300万円 後遺障害 12万～300万円 入院 3,000円/日 手術 3,000円×所定倍率 通院 2,000円/日
(4) 研修・会合傷害保険	センターで主催する研修・会合中、研修・会合会場との往復途中において傷害を被った場合の補償	死亡 500万円 後遺障害 20万～500万円 入院 3,800円/日 通院 2,300円/日
(5) 交通傷害保険	自家用車使用時の送迎時の急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合の補償	死亡 1,000万円 後遺障害 1,000万円 入院 1,000円/日 通院 500円/日

4 事業の実施要件

- (1) 省エネルギーや省資源等の環境へ配慮すること。
- (2) 本事業が継続的に運営できるよう十分な体制を整備すること。
- (3) 緊急時（事故・けが・事業の運休など）の対応を適切に行うこと。
- (4) 本事業を安全に行うため、事故防止などの安全管理を徹底し、安全計画策定及び事故発生時の連絡体制等についての安全計画マニュアルを作成すること。
- (5) 日頃から清掃や衛生管理を心掛けるとともに、感染症予防のためにもその管理を徹底すること。

5 情報の取扱いに関する事項

本事業の実施にあたっては、個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。また、本事業に関する記録の管理及び保管並びにホームページ等による情報の発信についても、十分留意しなければならない。

6 実績報告

- (1) 事業者は、各月に実施した事業について、利用状況等事業実績報告書を、その翌月の15日までに市に提出しなければならない。
- (2) 事業者は、各年度の終了後、本事業の実施に関して完了の報告をしなければならない。
この場合において、当該完了報告には、実績報告書のほか、収支報告を含むものとする。